

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第0873200125号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 慈永会
- (2) 法人所在地 茨城県笠間市橋爪462番地1
- (3) 電話番号 0296 - 78 - 2221
- (4) 代表者名 理事長 根本 賢
- (5) 設立年月日 平成 4年 3月 3日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 特別養護老人ホーム 宍戸苑
短期入所生活介護 平成12年 2月 18日指定
介護予防短期入所生活介護 平成18年 4月 1日指定
茨城県第0873200125号 (双方とも同番号)
※当事業所は特別養護老人ホーム宍戸苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援すること、要介護状態に陥ることを予防することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 宍戸苑
- (4) 事業所の所在地 茨城県笠間市橋爪462番地1
- (5) 電話番号 0296 - 78 - 2221
- (6) 事業所長(管理者)氏名 根本 玄
- (7) 当事業所の運営方針 別紙
- (8) 開設年月 平成 4年 10月 12日
- (9) 利用定員 10人

3. 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	2室	短期入所生活介護利用者も利用できます。
2人部屋	3室	
4人部屋	13室	
食堂	1室	大食堂 1
機能訓練室	1室	
浴室	2室	一般浴・中間浴・特浴
医務室	1室	
静養室	1室	

4. 主な職員の配置状況

職種	人数
1. 施設長（管理者）	1人
2. 介護職員	20人以上
3. 生活相談員	1人以上
4. 看護職員	2人以上
5. 機能回復訓練指導員	1人以上
7. 医師	1人
8. 栄養士	1人
9. 事務	2人

主な職員の勤務体制

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月曜日・金曜日 13:00～15:00
2. 介護職員	早朝 6:00～15:00 平常 10:00～19:00 遅勤 12:00～21:00 夜勤 21:00～6:00
3. 看護職員	9:00～18:00

食事時間

朝食	8:00～9:00
昼食	11:45～12:45
夕食	17:45～18:45

* 上記時間内にご自由にお召し上がり下さい。

食事場所

食堂・面会室・喫茶室・居室

* 基本は食堂ですが、状況等に合わせて対応させていただきます。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

② 入浴

・入浴又は清拭を週2回行います。

・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第8条参照）

最終頁の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

（サービスの利用料金は、ご契約者様の要介護度に応じて異なります。）

- ① ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払戻されます。(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ② 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ③ 料金の支払いは、契約書第 21 条第 2 項に基づき、所定期間内（3 か月）もしくは、それに準ずる期間内に支払うものとし、ご契約者（代理人含む）は契約解除、契約終了後も支払うものとしたします。また、利用の中止等の制限措置を関係者等と検討するものとしたします。
- (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 8 条参照）
以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 理髪サービス

利用日に出張理髪サービス日が合致した場合はご希望により理髪サービスを受けることが可能となります。

利用料金：実費

(3) 利用料金のお支払方法(契約書第 8 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。(利用翌月中旬までに利用料請求書を送付いたします。)

ア、下記指定口座への振り込み	
社会福祉法人 慈永会	
特別養護老人ホーム宍戸苑	
ネモト ハヅメ	
施設長	根本 玄
常陽 銀行	友部 支店
普通預金	口座番号 9011617
イ、口座引落し	

(4)利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は、変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

4. 苦情の受付について (契約書第24条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

生活相談員

第三者委員

○受付時間 随 時

第三者による評価の実施状況

1 あり 実施日 : 年 月 日

評価機関名 :

結果の開示 : 1 あり 2 なし

② なし

(2) 行政機関その他苦情受付機関

笠間市役所 高齢福祉課	所在地 笠間市中央3-2-1 電話番号 0296-77-1101 F A X 0296-77-1162 受付時間 8:30~17:00
国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 水戸市笠原町978-26 電話番号 029-301-1567 F A X 029-301-1580 受付時間 8:30~17:00
茨城県社会福祉協議会	所在地 水戸市千波町1918 電話番号 029-241-1133 F A X 029-241-1434 受付時間 8:30~17:00

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

穴戸苑 指定短期入所生活介護事業所
指定介護予防短期入所生活介護事業所

説明者 生活相談員 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所

氏 名

印

家族又は代理人

住 所

氏 名

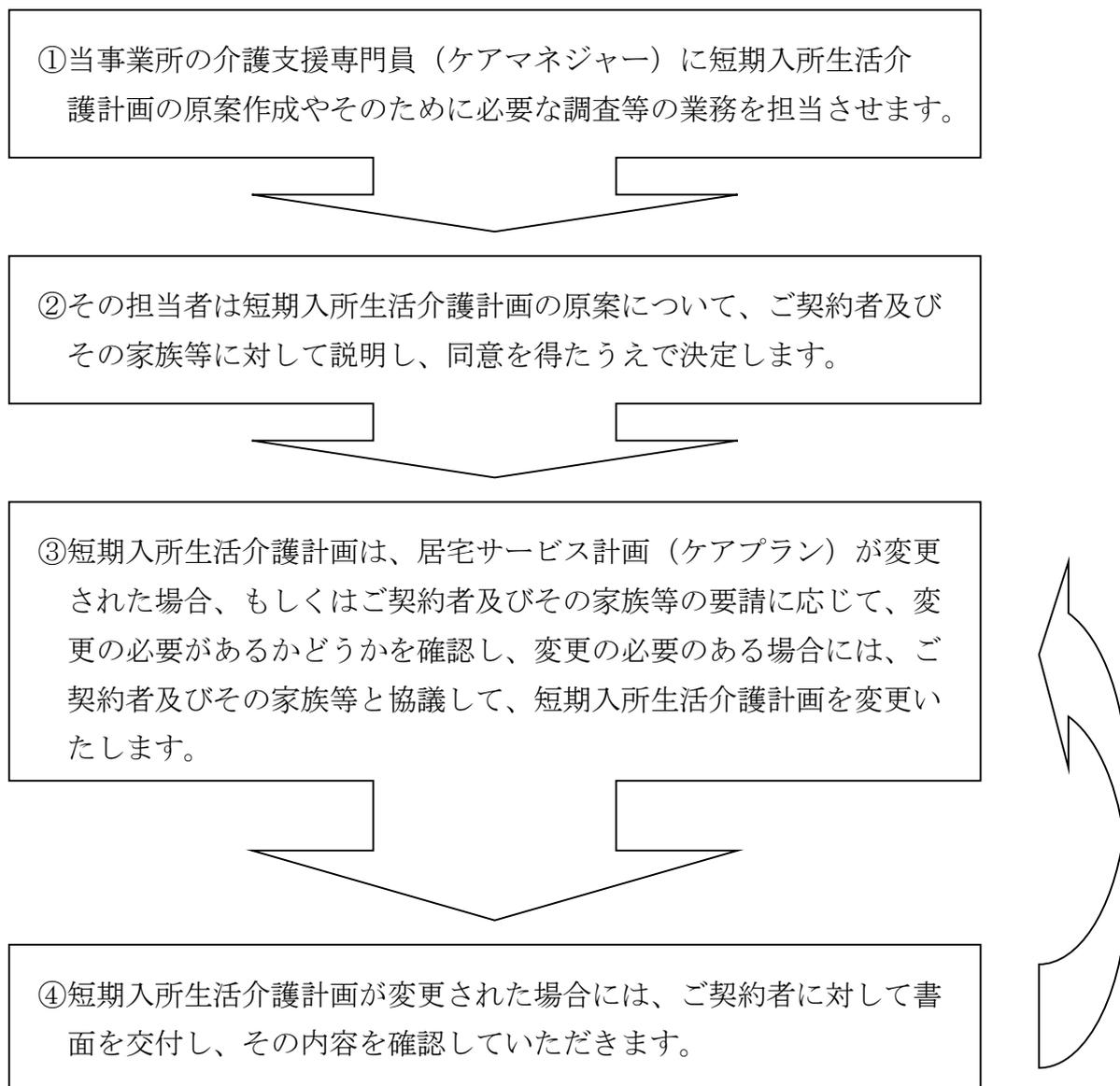
印

電 話

重要事項説明書付属文書

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払いー7頁参照）

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービス提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。

要支援、要介護と認定された場合

- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

自立と認定された場合

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

2. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底します。
 - ・感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え訓練（シュミレーション）を実施します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
また、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から虐待の発生又はその再発を防止するため**責任者を設置し**、委員会の開催、指針の整備、研修の実施を定めることとします。**また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に報告します。**
- ⑥ご契約者へのサービス提供において、ご契約者に病状の急変が生じた場合は、**速やかに代理人に報告し、代理人から主治医へ連絡を行い必要な処置を講じます。**
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する情報を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑧感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から業務継続にむけた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を実施します。
- ⑨事業所はリスクマネジメントのための安全対策について担当者を設置し、事故発生防止及び事故発生の報告・分析・対応をサービス従事者又は従業員に周知するための委員会を設置し、事故発生防止の為の研修を実施します。また、事故発生時には、「介護事故防止・対応マニュアル」に基づき、速やかに対応を行います。

3. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ・包丁等の危険物
- ・その他施設で生活する上で、他の利用者に不利益となるもの

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 13 条、第 14 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○当施設職員に対して、執拗なパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等のハラスメント行為は禁止となっています。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

○当事業所の協力医療機関は次の通りとなります。

下記医療機関は、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、診療・入院を義務付けるものでもありません。

根本産婦人科医院

茨城県笠間市八雲 1-8-14 TEL 0296-77-0431

ねもとクリニック

茨城県笠間市大田町 215-13 TEL 0296-77-7011

○サービス利用中、体調不良などで医療機関を受診される場合は、ご契約者又は代理人が直接主治医に連絡をし、指示を受けることとなっています。

4. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

5. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間ですが契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第18条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合
- ④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合

- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合。もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④サービス従事者又は従業員が、契約者又は代理人から執拗なパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等のハラスメント行為を受け、再三に亘る勧告を受けたにもかかわらずこれが行われていた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。